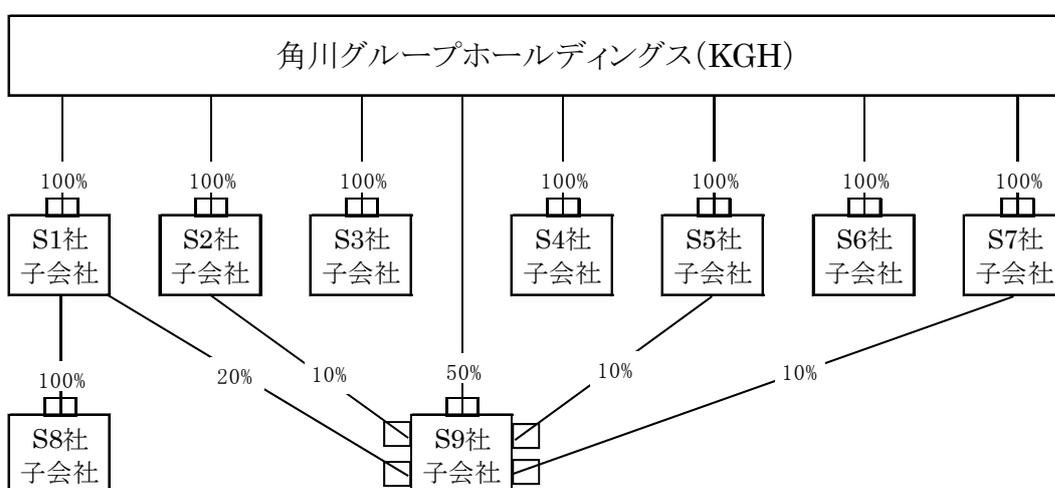


無対価吸収合併の適格要件について

新聞報道によると、角川グループホールディングスは、経営資源の集約化を目的として、平成 25 年 10 月 1 日付で連結子会社 9 社を無対価で吸収合併（以下、「本合併」といいます。）するとのことです。今回のトピックスでは、本合併が適格合併に該当するの否か検討してみたいと思います。

(1) 本合併前の組織図



(2) 本合併が適格合併に該当するの否かの検討

① S1社～S7社との無対価吸収合併について

税制上、複数の法人を被合併法人とする吸収合併が同日に行われた場合には、個々の合併ごとに適格判定を行うことになると考えられています（[国税庁文書回答事例「三社合併における適格判定について」](#)）。

また、無対価の場合の適格要件として、合併法人と被合併法人との間に完全支配関係（合併法人が被合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係に限られます。）がある場合という要件（以下、「無対価適格要件」といいます。）があります（法人税法施行令4条の3第2項1号）。

よって、当該各合併時において、合併法人である角川グループホールディングス（以下、「KGH」といいます。）は、被合併法人である各連結子会社（S1社～S7社）の発行済株式等の全部を保有しており、無対価適格要件を満たすため、当該各合併は適格合併に該当すると考えられます。

② S8 社との無対価吸収合併について

上記①の合併（以下、「第 1 合併」といいます。）の効力が生じた後に、S8 社を消滅会社とし KGH を存続会社とする合併（以下、「第 2 合併」といいます。）の効力が発生する予定であるため、第 2 合併の効力発生の直前時には、KGH が S8 社の発行済株式等の全部を保有する予定とのことです。

税制上、複数の法人を被合併法人とする吸収合併が同日に行われ、その個々の合併に順序が付されている場合、その順序どおり合併が行われたものとして適格判定を行うことになると考えられています（前掲の国税庁文書回答事例）。

よって、第 2 合併時において、合併法人である KGH は、被合併法人である S8 社の発行済株式等の全部を保有しており、無対価適格要件を満たすため、第 2 合併は適格合併に該当すると考えられます。

③ S9 社との無対価吸収合併について

第 1 合併の効力が生じた後に、S9 社を消滅会社とし KGH を存続会社とする合併（以下、「第 3 合併」といいます。）の効力が発生する予定であるため、第 3 合併の効力発生の直前時には、KGH が S9 社の発行済株式等の全部を保有する予定とのことです。

上記②と同様に考えると、第 3 合併時において、合併法人である KGH は、被合併法人である S9 社の発行済株式等の全部を保有しており、無対価適格要件を満たすため、第 3 合併は適格合併に該当すると考えられます。

(3) まとめ

本合併は、個々の合併時において、合併法人である KGH が被合併法人となる各連結子会社 9 社の発行済株式等の全部を保有しており、無対価適格要件を満たすため、適格合併に該当すると考えられます。

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。